

年度初め



新型コロナウイルス対策

まん延防止等重点措置区域への対応

(令和3年4月5日から5月5日)

宮城県、大阪府、兵庫県

の各知事が指定する「まん延防止等重点措置」区域への
不要不急の往来を自粛してください

緊急事態宣言が解除された区域への対応

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

※大阪府および兵庫県は「まん延防止等重点措置」区域以外の区域

訪問する際は、ホームページ等で情報を確認し、
当該都府県の要請に沿った行動を！

気を引き締めて感染防止対策の徹底を

- 3密の回避 ● マスク着用 ● 咳エチケット
- 手洗い手指消毒 ● 大声を出さない
- 店舗を利用の際は、「ガイドライン実践状況」を確認！

「ガイドライン実践店ステッカー」「スマートライフ宣言」の掲示を確認



発熱などの症状がある場合には、すぐに「かかりつけ医」に相談を！

- 相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせください
▶ **受診・相談センター**(24時間) TEL:**0570-200-218**
- 感染予防などに関するお問い合わせ
▶ **一般電話相談窓口**(24時間) TEL:**0120-109-410**